

総務省
より



定額給付金の給付を よそおった 「振り込め詐欺」や 「個人情報の詐取」に ご注意ください。

今般、与党において決定された「定額給付金」については、住民の皆様へのご連絡や給付を行う段階ではありません。具体的な給付の方法などが決まり次第、速やかに広報いたします。

このため、「定額給付金」に関して、

- ◆市区町村や総務省などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動預払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ◆ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- ◆市区町村や総務省などが、「定額給付金」の給付のために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- ◆現時点で、市区町村や総務省などが住民の皆様の世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。

ご自宅や職場などに市区町村や総務省(の職員)などをかたった電話がかかってくる、郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市区町村や最寄りの警察署(または警察相談電話(#9110))にご連絡ください。

とは、人と犬が共生する上で大切なことです。

相双保健福祉事務所では「飼い犬のしつけ教室」を実施しております

相双保健福祉事務所

☎0244-2611358

フンの後始末はしてありますか？

飼犬のフンの処理に対する苦情が多くなっております。

散歩の際には、ビニール袋を持参するなど、飼い主が責任をもって持ち帰りましょう。

ネコの「室内飼い」をすすめています！

近年、ネコの放し

飼いによるフンや尿に対する被害が

多く寄せられております。

周辺の生活環境に応じた適切な飼いでネコを飼っていない家庭に迷惑を及ぼさないようにしましょう。

また感染症・交通事故の防止のため

ため

飼い主の皆様にはネコの「屋内飼い」をお願いいたします。



税 務 署

税務署からのお知らせ

◎確定申告等の申告書作成会場は「相馬市コミュニティセンター」です。

期間は、平成21年2月2日(月)から3月16日(月)の平日。時間は、午前9時から午後4時まで。場所は、昨年同様「相馬市コミュニティセンター」にて申告書作成会場を設置しております。そのため税務署には、申告書作成会場を設置しま

せん。ご来署された場合は、申告書作成会場へご案内させていただきますのでご了承ください。

※申告書作成に当たってご不明な点があった場合、電話での相談ができます。

相馬税務署

☎0244-3613111(代表)

税務署におかけいただいた電話は、自動音声応答(音声ガイダンス)によりお受けいたします。アウンズに從ってご用件に応じた番号を選択してください。

なお、国税に関する一般的な質問やご相談については、「電話相談センター」にて、仙台国税局税務相談室職員又は東北税理士会の会員税理士が電話でお答えいたします。

◎申告書は「自宅のパソコン」で作成から提出まで、

確定申告書等は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成し、「公的個人認証サービス」に基づく「電子証明書」を取得したうえで、直接電子申告(e-Tax)をすることが出来ます。

電子申告(e-Tax)により、平成20年分所得税の確定申告書を提出した場合①本人の電子署名及び電子証明書を付して送信することにより、最高5,000円(所得税額を限度)の所得税の税額控除を受けることができます(平成19年分の確定申告で本控除の適用を受けている方は受けられません)

ん)。(2)医療費の受領書や給与所得の源泉徴収票の一定の第三者作成書類は、提出に代えて、記載内容を入力して送信できます(確定申告期限から3年間、書類の提出又は提示を求められることがありますので、ご自分で保管しておいてください)。

なお、従来どおりホームページにて作成した申告書等をプリンタで出力後、税務署に送付することもできます。

◎「自書申告」を推進しております。

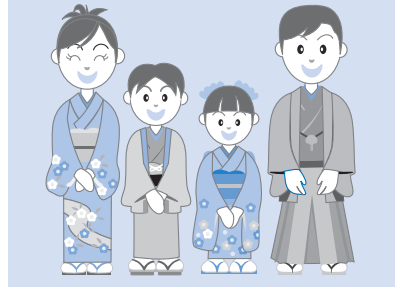
税務署では、「納税者が自ら正しい申告と納税を行う」という申告制度の趣旨から、確定申告書等の「自書申告」を推進しております。そのため、確定申告書等については、「確定申告の手引き」「収支内訳書の書き方」などを参考に、ご自宅で作成して、税務署に送付するようにお願いいたします。

◎確定申告期間
申告は正しく早めに！

平成20年分所得税・贈与税の確定申告期限は、3月15日が日曜日であることから税務署の閉庁日となるため、申告書の受付は3月16日(月)までとなります。最終日は大変込み合いますので、ご準備はお早めをお願いいたします。

なお、消費税及び地方消費税については、3月31日(火)までとなります。

お知らせ



町民保健グループ

新成人の皆さん 忘れずに国民年金の加入 手続きをしましょう

国民年金は、老後の所得保障だけではなく、病気やけがで重い障害が残ったりしたときなどにも年金を支給し、思いがけない人生の「万が一」もサポートする公的年金制度で、国が責任をもって運営しています。

◇義務と権利

日本国内にお住まいの二十歳から六十歳までのすべての方は、国民年金に加入して保険料を納付する義務があり、年金を受け取る権利があります。

◇加入の手続き

学生や自営業者などの第一号被保険者となる方は、お住まいの市区町村役場で直接、手続きをさせていただきます。

サラリーマンや公務員の第二号被保険者の方や、その第二号被保険者に扶養される配偶者の第三号被保険者の方は、勤務先の事業所が加入手続きを行いますので、個別の手続きは必要ありません。

◇保険料の猶予・免除

学生であるなど、収入が少ないために国民年金保険料の納付ができない場合は、申請により保険料の納付が猶予・免除となる制度があります。

この申請を行わないまま、国民年金保険料が未納になっていると、「万が一」のときに障害年金が受け取れないなどの思わぬ事態を招きますのでご注意ください。

「学生納付特例制度」は、所得がない学生の方のご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができなくなることを防止するための制度です。

そのほかに、経済的な理由等により保険料の納付が困難な方のために、「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」があります。申請手続きなど詳しくは、お住まいの市区町村役場、または最寄りの社会保険事務所にお問い合わせください。

■ 平社会保険事務所

☎ 0246-2315616

長寿医療（後期高齢者医療）保険料及び 国民健康保険税のお支払について



長寿医療保険料及び国民健康保険税が年金からの徴収（特別徴収）となっている方は、来年度から「年金からのお支払」か「口座振替」のどちらかを選択できるようになります。

現在は「年金からのお支払」から「口座振替」へ変更するためには、一定の条件を満たす方のみが対象となっておりますが、来年度からはこの条件が撤廃され、申出により町が認める方すべてに口座振替による保険料の納付が可能となります。

「年金からのお支払」から「口座振替」でのお支払に変更を希望される方は、平成21年1月23日（金）までに
広野町役場の担当窓口までお越しくださいますようお願いいたします。

■ 長寿医療（後期高齢者医療）
保険料の担当窓口

町民保健グループ ☎ 27-2113

■ 国民健康保険税の
担当窓口

税務グループ ☎ 27-4160

◇注意いただきたいこと

- 町が認める方とは、町民税、固定資産税、国民健康保険税などに滞納が無い方です。
- お手続きに際しては、口座振替依頼書の提出が必要となりますので、①振替口座の預金通帳（※）、②印鑑、③保険証をご持参くださいますようお願いいたします。なお、役場窓口での手続き後、届出いただいた通帳の金融機関窓口で口座振替の依頼をしていただくこととなります。
※口座振替が可能な金融機関
 - 東邦銀行 本店・支店
 - あぶくま信用金庫 広野支店
 - ふたば農協 広野支店
 - いわき信用組合 榎葉支店（国民健康保険税のみ）
 - ゆうちょ銀行（国民健康保険税のみ）
- 口座からのお支払に変更した場合、その社会保険料控除は、口座振替により支払った方に適用されます。

◆ 詳しい内容については、上記の各担当窓口までお問い合わせください。

福祉環境グループ

障がい者出張相談会の 開催について

障がいを持った方の困り事、悩み事などの相談会を左記により開催いたします。

開催日	時間	場所	相談に当たる機関	利用料
● 1月29日（木） ● 2月3日（火） ● 2月19日（木）	午前10時から 午後3時まで	保健センター	結いの里（榎葉町）	無料

犬やネコも家族の一員 です。最後まで愛情をもって 飼いましょう

登録と狂犬病の予防注射はお済みですか？

犬を飼ったら登録しましょう。犬の飼い主は毎年1回の狂犬病予防注射を受けさせましょう。



「しつけ」をしていますか？

深夜や早朝の「無駄吠え」は、近所に大変迷惑となります。犬に対して「しつけ」をするこ